

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第73号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条表以外の部分中「清掃職務給を支給される」を「条例別表第1の3の給料表の適用を受ける」に改め、同条の表特殊現場作業手当の款クリーンセンターに勤務する職員の項中「クリーンセンターに勤務する職員」の右に「(条例別表第1の6の給料表の適用を受ける職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用職員」という。)を除く。))」を加え、「400円、条例第3条第1項第6号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級又は5級であるものにあつては300円、同表の適用を受ける職員で職務の級が1級、2級又は3級であるものにあつては1,200円」を「,400円」に改め、同款魚アラリサイクルセンターに勤務する職員の項中「勤務する職員」の右に「(条例別表第1の6の給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))」を加え、「(条例第3条第1項第6号の給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級又は5級であるものにあつては300円、同表の適用を受ける職員で職務の級が1級、2級又は3級であるものにあつては1,200円)」を削る。

第6条の表動物取扱作業手当の款中「動物園飼育課」を「動物園種の保存展示課及び生き物・学び・研究センター」に改める。

第8条の表変則勤務手当の款桃陽病院に勤務する職員の項を次のように改める。

桃陽病院に勤務する職員	深夜看護業務に従事したとき。	1回	4,400円
-------------	----------------	----	--------

第13条を削る。

第14条中「(以下「再任用短時間勤務職員」という。))」を削り、同条を第13条とする。

第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条第1項中「及び第13条第1項に規定する変則勤務手当」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第17条とする。

第19条を第18条とする。

附則第2項中「第15条」を「第14条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(特殊現場作業手当に係る経過措置)

2 この規則による改正後の京都市職員特殊勤務手当支給規則第2条の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてクリーンセンター及び魚アラリサイクルセンター（以下「クリーンセンター等」という。）に勤務する職員で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものには、施行日から平成26年3月31日までの間にあっては日額800円を、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては日額400円を、特殊現場作業手当として支給する。ただし、施行日から平成27年3月31日までの間において、クリーンセンター等に勤務しなかった期間がある職員には、当該職員がクリーンセンター等に勤務しないこととなった日以降、当該特殊現場作業手当を支給しない。

(1) 施行日の前日から引き続き、条例別表第1の6の給料表の適用を受ける職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に該当し、かつ、職務の級が3級以下であること。

(2) 施行日以後において、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア クリーンセンターに勤務し、機械炉操作、クリーンセンター構内管理、破砕機操作、ごみ等の計量、自動車による残灰等の運搬又は大型車両の運転等の業務に従事したこと。

イ 魚アラリサイクルセンターに勤務し、製造室内における機器の操作、整備若しくは清掃の業務又は汚泥の運搬の業務に従事したこと。

(行財政局人事部給与安全衛生課)